

地域警察官による少年事案の処理について

〔平成13年3月29日少甲第
24号、地甲第27号
警察本部長から部課署長あて〕

対号 昭和48年3月5日付け発防第170号他「外勤警察官による少年事案の処理について（通達）」

少年事案の処理分担については、「石川県少年警察活動に関する訓令」（平成9年3月24日付け石川県警察本部訓令第4号）により定められているところであるが、地理的条件、住民感情等を考慮すれば、一定の範囲の事案については、地域警察官に処理させることが少年の処遇上望ましい場合があると思われるので、各署にあっては、管内における少年事案処理の実情を勘案の上、下記により効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 地域警察官に処理させることができる少年事案の適用範囲

警察署長は、地域警察官のうち、司法警察員並びに巡査の階級にある者で司法警察員に指定されている者については、次の各号に掲げる事案を処理させることができるものとする。

- (1) 犯罪少年事案のうち、明らかに簡易送致に該当する事案
- (2) 触法少年事案のうち、明らかに児童相談所に通告する必要が認められない事案

2 留意事項

- (1) 前項の事案処理を行わせるに当たっては、少年事件選別主任者との緊密な連携を保たせるものとするとともに、少年事案の処理要領について、実践的指導・教養を徹底しなければならない。
- (2) 前項の簡易送致に該当する事案については、地域幹部が必要な司法書類の点検等を行い、少年（生安）係を経由のうえ送致手続きをとるものとする。